

令和6年第1回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

令和6年3月7日（木曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1号 片品村学校給食センター建設基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5号 片品村文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 片品村在宅高齢者等生活支援サービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 7号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 8号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 9号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第10号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第11号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第12号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第13号 片品村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第14号 片品村観光施設事業運営委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第15号 片品村消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第16号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

日程第20	議案第17号	村道路線の認定について
日程第21	議案第18号	指定管理者の指定について
日程第22	議案第19号	指定管理者の指定について
日程第23	議案第20号	指定管理者の指定について
日程第24	議案第21号	指定管理者の指定について
日程第25	議案第22号	指定管理者の指定について
日程第26	議案第23号	指定管理者の指定について
日程第27	議案第24号	指定管理者の指定について
日程第28	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
日程第29	報告第1号	専決処分の報告について
日程第30	報告第2号	専決処分の報告について
日程第31	報告第3号	専決処分の報告について
日程第32	同意第1号	片品村教育委員会委員の任命について
日程第33	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第34	議案第25号	令和5年度片品村一般会計補正予算（第6号）について
日程第35	議案第26号	令和5年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号） について
日程第36	議案第27号	令和5年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） について
日程第37	議案第28号	令和5年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）につ いて
日程第38	議案第29号	令和5年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号） について
日程第39	議案第30号	令和5年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） について
日程第40	議案第31号	令和6年度片品村一般会計予算について
日程第41	議案第32号	令和6年度片品村国民健康保険特別会計予算について
日程第42	議案第33号	令和6年度片品村簡易水道事業会計予算について
日程第43	議案第34号	令和6年度片品村介護保険特別会計予算について
日程第44	議案第35号	令和6年度片品村下水道事業会計予算について
日程第45	議案第36号	令和6年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 片品村学校給食センター建設基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 3 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号 片品村文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6 号 片品村在宅高齢者等生活支援サービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 7 号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 8 号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 9 号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 10 号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 11 号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 12 号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 13 号 片品村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 14 号 片品村観光施設事業運営委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 15 号 片品村消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 16 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 20 議案第 17 号 村道路線の認定について
- 日程第 21 議案第 18 号 指定管理者の指定について
- 日程第 22 議案第 19 号 指定管理者の指定について
- 日程第 23 議案第 20 号 指定管理者の指定について
- 日程第 24 議案第 21 号 指定管理者の指定について

- 日程第25 議案第22号 指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第23号 指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第24号 指定管理者の指定について
- 日程第28 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第29 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第30 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第31 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第32 同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について
- 日程第33 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第34 議案第25号 令和5年度片品村一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第35 議案第26号 令和5年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第36 議案第27号 令和5年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第37 議案第28号 令和5年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第38 議案第29号 令和5年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第39 議案第30号 令和5年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第40 議案第31号 令和6年度片品村一般会計予算について
- 日程第41 議案第32号 令和6年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第42 議案第33号 令和6年度片品村簡易水道事業会計予算について
- 日程第43 議案第34号 令和6年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第44 議案第35号 令和6年度片品村下水道事業会計予算について
- 日程第45 議案第36号 令和6年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

会議録1号用紙

片品村議会会議録		第 1 日
令和 6 年 3 月 7 日		
出席議員 12 名	欠席議員 名	欠員 名
第 1 番	小林 政彦	(出席)
第 2 番	小柳 紀一	(出席)
第 3 番	萩原 和典	(出席)
第 4 番	萩原 正信	(出席)
第 5 番	狩野 孝夫	(出席)
第 6 番	北澤 佳子	(出席)
第 7 番	星野 吉弥	(出席)
第 8 番	千明 勉	(出席)
第 9 番	後藤 眞平	(出席)
第 10 番	高山 悦夫	(出席)
第 11 番	星野 栄二	(出席)
第 12 番	飯塚 美明	(出席)

説明のために出席した者の職氏名

村	長	梅	澤	志	洋				
副	村	長	金	子	賢	司			
教	育	長	萩	原	明	富			
総	務	課	長	梅	澤	康	明		
住	民	課	長	金	子	小	百	合	
保	健	福	祉	課	長	川	田	貴	広
農	林	建	設	課	長	中	村	学	
むらづくり	観	光	課	長	狩	野	久	良	
教育委員会	事	務	局	長	星	野	孝	行	
会	計	管	理	者	星	野	照	子	

事務局職員出席者

事	務	局	長	大	竹	篤	保
主	査	戸	丸	徳	子		

議長（萩原正信君） ただいまから、令和6年第1回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時10分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（萩原正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 萩原和典君及び6番
北澤佳子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（萩原正信君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から3月15日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（萩原正信君） 日程第3、諸般の報告を行います。
本日までに受理した請願は、会議規則第91条及び第92条の規定により、お手元に配
付の請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。
これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 片品村学校給食センター建設基金条例の制定について

議長（萩原正信君） 日程第4、議案第1号 片品村学校給食センター建設基金条例の制
定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第1号 片品村学校給食センター建設基金条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

現在の給食センターは昭和59年の建設以来40年が経過し、建物の老朽化が著しく、毎年修繕費が増加しております。

今後、安心して安全な給食を提供するため、片品村学校給食センター建設基金条例を制定し、給食センターの建設、その他整備に要する費用の財源に充てるため、条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（萩原正信君） なお、詳細な説明を求めます。

教育委員会事務局長、星野孝行君。

教育委員会事務局長（星野孝行君） はい、教育委員会事務局長。

議長（萩原正信君） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（星野孝行君）

（詳細説明）

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第1号 片品村学校給食センター建設基金条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

しがたって、議案第1号 片品村学校給食センター建設基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第5、議案第2号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第2号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、来年度から会計年度任用職員に勤勉手当が支給されることに伴い、育児休業をしている会計年度任用職員の勤勉手当支給に係る要件を、常勤職員と同様の取扱いに準じて改定するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和6年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第2号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

しがたって、議案第2号 片品村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第6、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、交付税算定基準額を満たすため、消防団班長、団員及びラップ手の報酬についてそれぞれ4,000円引き上げたいため、条例の一部改正をお願いするものでご

ございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和6年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第7、議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

令和5年6月定例会で、常勤特別職の給与に関する一般質問を受け、令和5年12月に特別職報酬等審議会を開催し、同日付で、村長の給与については、低い水準にあるため引き上げることが望ましい、また副村長及び教育長については、現在の村長に対する率をそのまま適用することが望ましいとの答申をいただきました。

このたびの改正は、答申を受け、特別職の給与の引上げをお願いするものですが、引上げ率については近隣の町村の状況などから特別職で検討をし、答申よりも低い率をもって提案をさせていただくものでございます。

なお、附則につきましては施行期日を定めるもので、答申に従い、令和6年4月1日からの施行をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

しがたって、議案第4号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 片品村文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

議長（萩原正信君） 日程第8、議案第5号 片品村文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第5号 片品村文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、片品村文化センター使用料の見直しを行いたいため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和6年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第5号 片品村文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

しがたって、議案第5号 片品村文化センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 片品村在宅高齢者等生活支援サービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第9、議案第6号 片品村在宅高齢者等生活支援サービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第6号 片品村在宅高齢者等生活支援サービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、給食サービス事業の利用者負担額の変更と布団洗濯乾燥事業の廃止により、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、第2条第1号中「100円」を「200円」に改め、同条第4号を削るものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和6年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) これで討論を終わります。

これから、議案第6号 片品村在宅高齢者等生活支援サービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 異議なしと認めます。

しがたって、議案第6号 片品村在宅高齢者等生活支援サービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長(萩原正信君) 日程第10、議案第7号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(萩原正信君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第7号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、厚生労働省令の改正に伴う条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、3年に一度の介護報酬改定と併せて、厚生労働省社会保障審議会審議を踏まえた重要事項の揭示及び身体的拘束等の適正化などがございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和6年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第7号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

しがたって、議案第7号 片品村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第11、議案第8号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第8号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令の改正及び第9期介護保険事業計画に基づき、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、保険料の多段階化及び低所得者への介護保険料軽減措置の継続でございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和6年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第8号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

しがたって、議案第8号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第10号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第11号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第12、議案第9号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから、日程第14、議案第11号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの以上3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第9号から議案第11号まで、介護保険に関連する各条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

議案第9号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第10号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第11号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、今回の改正は、厚生労働省令の改正に伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、3年に一度の介護報酬改定と併せて、厚生労働省社会保障審議会審

議を踏まえた重要事項の揭示及び身体的拘束等の適正化などでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日をそれぞれ令和6年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第9号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第9号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

しがたって、議案第9号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第10号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第10号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第11号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第11号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第15、議案第12号 片品村小口資金融資促進条例の一部を

改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第12号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、県の要綱改正に伴い、利用者の返済負担軽減のための対策として、融資の借換制度を引き続き1年間利用できるように、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和6年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第12号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

しがたって、議案第12号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 片品村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第16、議案第13号 片品村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第13号 片品村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、県の道路占用料徴収条例が改正されたことに伴い、条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、別表（第2条、第4条関係）の占用料の改正でございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を公布の日からと定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第13号 片品村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

しがたって、議案第13号 片品村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 片品村観光施設事業運営委員会条例の一部を改正する条例について

議長（萩原正信君） 日程第17、議案第14号 片品村観光施設事業運営委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第14号 片品村観光施設事業運営委員会条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、観光施設事業運営委員会の対象施設であるスノーパル・オグナほたかと武尊牧場観光施設に、道の駅尾瀬かたしな、花の駅片品及び寄居山温泉センターを加え、円滑な施設運営を図るため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を公布の日からと定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) これで討論を終わります。

これから、議案第14号 片品村観光施設事業運営委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 異議なしと認めます。

しがたって、議案第14号 片品村観光施設事業運営委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第15号 片品村消防団条例の一部を改正する条例について

議長(萩原正信君) 日程第18、議案第15号 片品村消防団条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(萩原正信君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第15号 片品村消防団条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

現在、消防団員が訓練及び実災害に従事したときに支給していた出動手当を実災害にの

みに支給するよう変更し、金額を2,000円から交付税算定基準額の日額8,000円まで引き上げ、基本団員には1人当たり1万円の訓練手当を新設し、各分団へ支給したいため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行期日を令和6年4月1日に定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第15号 片品村消防団条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

しがたって、議案第15号 片品村消防団条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第16号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

議長（萩原正信君） 日程第19、議案第16号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第16号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に、令和6年4月1日から富岡市及び榛東村が加入すること及び負担金の算出方法の改正を行うため、規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、この案を提出するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第16号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議

については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第17号 村道路線の認定について

議長（萩原正信君） 日程第20、議案第17号 村道路線の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第17号 村道路線の認定について、提案の説明を申し上げます。

花咲地内綱沢川ダム付近の1路線について村道認定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（萩原正信君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 中村学君。

農林建設課長（中村 学君） はい、農林建設課長。

議長（萩原正信君） 農林建設課長。

農林建設課長（中村 学君）

（詳細説明）

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) これで討論を終わります。

これから、議案第17号 村道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 異議なしと認めます。

しがたって、議案第17号 村道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第18号 指定管理者の指定について

日程第22 議案第19号 指定管理者の指定について

日程第23 議案第20号 指定管理者の指定について

日程第24 議案第21号 指定管理者の指定について

日程第25 議案第22号 指定管理者の指定について

日程第26 議案第23号 指定管理者の指定について

日程第27 議案第24号 指定管理者の指定について

議長(萩原正信君) 日程第21、議案第18号 指定管理者の指定についてから日程第27、議案第24号 指定管理者の指定についてまでの以上7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(萩原正信君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

議案第18号から議案第24号まで、指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

指定管理者制度の適用により、指定管理者を次のとおり指定し、お願いするものでございます。

議案第18号 片品村郷土文化保存伝習施設につきましてはNPO法人片品・山と森の

学校に、議案第19号 土出運動広場につきましては土出運動広場管理組合に、議案第20号 菅沼農村広場につきましては菅沼組長に、議案第21号 武尊運動広場、武尊体育館、片品村農業者トレーニングセンターにつきましては第3区長に、議案第22号 片品村健康増進施設、片品村山村広場施設、片品村ふれあい広場につきましては第5区長に、議案第23号 戸倉観光農林漁業経営管理所につきましては戸倉区長に、議案第24号 尾瀬木工センターにつきましては片品山岳ガイド協会にお願いし、期間はそれぞれ令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第18号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第18号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第19号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第19号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

しがたって、議案第19号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第20号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第20号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

しがたって、議案第20号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第21号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、議案第21号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 異議なしと認めます。

しがたって、議案第21号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第22号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) これで討論を終わります。

これから、議案第22号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 異議なしと認めます。

しがたって、議案第22号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第23号 指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) これで討論を終わります。

これから、議案第23号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 異議なしと認めます。

しがたって、議案第23号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第24号 指定管理者の指定について討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長(萩原正信君) これで討論を終わります。

これから、議案第24号 指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(萩原正信君) 異議なしと認めます。

しがたって、議案第24号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第28 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

議長(萩原正信君) 日程第28、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長(梅澤志洋君) 議長。

議長(萩原正信君) 村長。

村長(梅澤志洋君) 村長。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、説明を申し上げます。

これは、令和5年度片品村一般会計補正予算第5号を専決処分したことにより、承認を求めるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,743万2,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては寄附金と繰入金が増額で、歳出につきましては総務費が増額であります。

補正の内容ですが、令和6年1月1日に発生した能登半島沖地震の早期復興を願い、災

害義援金を一日も早く寄附するために、予算の措置を行ったものであります。
ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。
これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。
しがたって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決
されました。

日程第29 報告第1号 専決処分の報告について

議長（萩原正信君） 日程第29、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。
本件について、提出者の説明を求めます。
村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第1号 専決処分の報告について、説明を申し上げます。

本報告については、令和4年11月1日に契約締結をしました北部浄化センターし尿・浄化槽汚泥等投入設備工事（第2工区）の工事変更請負契約締結についてでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（萩原正信君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 中村学君。

農林建設課長（中村 学君） はい、農林建設課長。

議長（萩原正信君） 農林建設課長。

農林建設課長（中村 学君）

（詳細説明）

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第30 報告第2号 専決処分の報告について

議長（萩原正信君） 日程第30、報告第2号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第2号 専決処分の報告について説明を申し上げます。

本報告については、令和5年9月15日に契約締結をしました令和5年度細工屋橋橋梁

耐震・耐荷補修工事の工事変更請負契約締結についてでございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（萩原正信君） なお、詳細な説明を求めます。

農林建設課長 中村学君。

農林建設課長（中村 学君） はい、農林建設課長。

議長（萩原正信君） 農林建設課長。

農林建設課長（中村 学君）

（詳細説明）

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第31 報告第3号 専決処分の報告について

議長（萩原正信君） 日程第31、報告第3号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第3号 専決処分の報告について、説明を申し上げます。

この報告は、片品村手数料条例の一部を改正する条例を、専決処分により施行したことを報告するものでございます。

今回の条例改正は、国において令和6年3月1日から戸籍法の一部を改正する法律が施

行され、戸籍謄本等の広域交付及び戸籍提出における戸籍証明書等の添付負担の軽減のための戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務に係る手数料の項目の追加を行うものであります。

附則につきましては、この条例の施行期日を定めたもので、令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第32 同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について

議長（萩原正信君） 日程第32、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

同意第1号 片品村教育委員会委員の任命について、提案の説明を申し上げます。

片品村教育委員会委員、矢内洋子氏の任期が令和6年3月31日に満了となるため、その後任に横坂エツ子氏をお願いするものです。

横坂エツ子氏は、人格並びに教育に関する識見とも適任者であると思っておりますので、ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(発言する者なし)

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

しがたって、同意第1号 片品村教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第33 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（萩原正信君） 日程第33、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案の説明を申し上げます。

現委員であります星野トミ江氏の任期が令和6年6月30日で満了となるため、引き続き星野トミ江氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、推薦に当たりましては75歳未満であること、人格、識見等が推薦基準に適合しておりますので、ご審議の上、ご承認をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（発言する者なし）

議長（萩原正信君） これで討論を終わります。

これから、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

しがたって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり答申することに決定しました。

日程第34 議案第25号 令和5年度片品村一般会計補正予算（第6号）について

日程第35 議案第26号 令和5年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について

日程第36 議案第27号 令和5年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

日程第37 議案第28号 令和5年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）につい
て

日程第38 議案第29号 令和5年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）
について

日程第39 議案第30号 令和5年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2
号）について

議長（萩原正信君） 日程第34、議案第25号 令和5年度片品村一般会計補正予算
（第6号）についてから日程第39、議案第30号 令和5年度片品村後期高齢者医療特

別会計補正予算（第2号）についてまでの以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第25号 令和5年度片品村一般会計補正予算（第6号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,575万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億5,168万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、村税、地方交付税、寄附金の増額、国庫支出金、繰入金及び村債の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、消防費と教育費の増額と、総務費、民生費、農林水産業費及び土木費の減額であります。

主な補正の内容は、学校給食センター建設に向けた基金積立金の計上、県営牛の平土地改良事業費の増加に伴う負担金の増額、花咲グループホームが翌年度に建設することになったための開設準備金の減額、下小川橋補修工事費の減額、その他各種事業の完了に伴う調整等であります。

繰越明許費につきましては、花咲地区ギャップフィルター施設更新工事ほか、8件でございます。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第26号 令和5年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,918万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,749万9,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、国民健康保険税、県支出金の減額及び繰入金の増額であります。

歳出につきましては、保険給付費及び保健事業費の減額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第27号 令和5年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ257万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,880万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料の減額であります。

歳出につきましては、総務費及び施設費の減額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第28号 令和5年度片品村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ99万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,650万9,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金の増額及び繰入金の減額であります。

歳出につきましては、保険給付費の増額、総務費及び地域支援事業費の減額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第29号 令和5年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第3号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,114万7,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び使用料の減額であります。

歳出につきましては、総務費及び施設費の減額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議案第30号 令和5年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ144万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,717万2,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料の増額及び繰入金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（萩原正信君） 議案第25号から議案第30号までの質疑以降については、後日の

本会議において審議します。

-
- 日程第40 議案第31号 令和6年度片品村一般会計予算について
日程第41 議案第32号 令和6年度片品村国民健康保険特別会計予算について
日程第42 議案第33号 令和6年度片品村簡易水道事業会計予算について
日程第43 議案第34号 令和6年度片品村介護保険特別会計予算について
日程第44 議案第35号 令和6年度片品村下水道事業会計予算について
日程第45 議案第36号 令和6年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

議長（萩原正信君） 日程第40、議案第31号 令和6年度片品村一般会計予算についてから日程第45、議案第36号 令和6年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてまで以上の6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（萩原正信君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第31号 令和6年度片品村一般会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,300万円にお願いするものでございます。前年度の当初予算と比較すると、1億5,600万円、3.8%の増額であります。

令和6年度の主要事業につきましては、今年度から運用を開始した地域通貨「おぜだっぺい」を使ったキャンペーン事業を引き続き実施し、地域経済の支援を行います。

また、ウォーキングなど住民の健康増進に対する取組に対してポイントを付与するなど、地域通貨をさらに活用した事業展開を行います。

公共施設の整備として、片品村土出グラウンドの教員住宅跡地を整地し、グラウンドの拡張を行い、併せて人工芝を設置することで、地域や合宿など安心して快適に活用できるよう整備を行います。

観光や地方創生の面では、村の魅力を知っていただくための施策として、企業版ふるさと納税をしていただいた企業に対し、尾瀬や戸倉地区をフィールドとしたSDGs研修プログラムを提供いたします。

また、観光庁の補助金を活用し、村の自然、文化、食を集約した体験コンテンツを創出し、インバウンドを含めた観光需要の拡大を図ります。ほか、コロナ禍で疲弊した宿泊業に対しては、村独自の先進的な支援事業を行います。

大学等を卒業した方には、就学資金の援助を行うことで、若年層を中心とした村への定住促進を図ります。

子育て・教育面においては、保育園児専用の送迎を新たに行い、子育て世帯を手厚くサポートいたします。

中学生の海外派遣事業につきましては、今年度4年ぶりに実施しましたが、外国の自然や文化、社会に触れてもらい、生徒たちの国際理解や国際感覚の基礎を培うため引き続き実施いたします。

村の主産業である農業振興においては、施設や機械の購入を補助することで、認定の業者など、意欲のある農業の担い手を育成します。また、県営事業である牛の平地区利水施設保全高度化事業についても、令和7年度の営農開始に向け引き続き実施してまいります。

林業関係では、令和4年度に上尾市とカーボンオフセットを目的に締結した協定に加え、令和6年度は蕨市とも締結し、二酸化炭素排出削減に向けた森林整備を進めてまいります。

住民が安心して暮らしていくためのインフラ整備として、橋梁長寿命化計画に沿い、桐の木橋の補修工事や小川橋の修繕工事に向けた詳細設計を開始し、令和6年度についても各地区からの重点要望事項について多くを実施いたします。

日々目まぐるしく変化する社会情勢の中ではありますが、本村では、今を生きる世代、これからの担う世代など各世代の方に向け、ソフト面からハード面まで幅広く予算措置を行いました。厳しい予算の中ではありますが、ふるさと納税のさらなる充実を図るなど、自主財源の確保に努めるとともに、村民の声に耳を傾けながら、これからも健全な財政運営に取り組んでまいります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第32号 令和6年度片品村国民健康保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億2,717万2,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税、県支出金及び繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費、国民健康保険事業納付金及び保健事業費であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第33号 令和6年度片品村簡易水道事業会計予算について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入は1億2,085万3,000円、収益的支出は1億2,264万2,000円、資本的収入は766万6,000円で、資本的支出は1,679万6,000円でございます。

なお、一般会計繰入金は2,477万2,000円を予定しており、3条予算に1,7

10万6,000円を計上し、4条予算に766万6,000円を計上しております。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第34号 令和6年度片品村介護保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,680万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費、地域支援事業費であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第35号 令和6年度片品村下水道事業会計予算について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入は1億9,628万2,000円、収益的支出は2億38万9,000円、資本的収入は2,430万円で、資本的支出は6,159万9,000円でございます。

なお、一般会計繰入金は7,346万2,000円を予定しており、3条予算に7,346万2,000円を計上しております。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第36号 令和6年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,560万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料及び繰入金であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長（萩原正信君） 議案第31号から議案第36号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長（萩原正信君） お謀りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（萩原正信君） 異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

午前11時21分 延会